

◎カネミ油症患者に関する施策の総合

的な推進に関する法律

(平成二四年九月五日法律第八二号(衆))

一、提案理由(平成二四年八月二四日・衆議院本会議)

○池田元久君 たいま議題となりましたカネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

昭和四十三年、九州地方を中心に、ポリ塩化ビフェニル及びこれに由来するダイオキシン類が混入した食用油の摂取等を原因として健康被害が生じたカネミ油症事件が発生をいたしました。

カネミ油症については、その治療法がまだ確立しておらず、患者の方々は、長年にわたり多様な症状で苦しんでおります。

同事件の原因企業であるカネミ倉庫からは医療費等が支給されてはいますが、カネミ倉庫の経営状況への懸念等から、患者の方々は将来に対して不安を抱えております。

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律

本案は、そのようなカネミ油症患者の置かれた事情を考慮し、カネミ油症患者に関する施策に関し、基本理念を定め、国、関係地方公共団体、原因事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに基本方針の策定について定めるとともに、カネミ油症患者に関する施策の基本となる事項を定めることにより、カネミ油症患者に関する施策を総合的に推進しようとするものです。

本案は、本日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものです。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二四年八月二九日)

○小林正夫君

……………(略)……………

次に、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、食品を介してポリ塩化ビフェニル等を摂取したこと等を原因とする特殊な健康被害その他のカネミ油症患者が置かれている事情に鑑み、カネミ油症患者に関する施策に關し、適切な医療の確保、カネミ油症の診断等に係る技術の向上などの基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、

基本指針の策定及び基本的施策を定めることにより、カネミ油症患者に関する施策を総合的に推進しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長池田元久君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二四年八月二八日)

政府は、本法の施行及び今後の施策の実施に当たり、カネミ油症患者の要望及び意見に配慮しつつ、次の事項について遺漏なきを期すべきである。

一、原因事業者であるカネミ倉庫への支援が、カネミ油症患者の生活の質の維持向上に資するものとなるよう、カネミ倉庫の事業の実施状況等を十分に把握し、必要な指導を行うこと。

二、健康実態調査及び健康調査支援金については、必要な予算を確保するとともに、調査の実施に当たっては、高齢の患者

等の負担の軽減に配慮すること。

三、診断基準の見直しに当たっては、事件当時の同居家族で健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かれることのないよう、診断基準を拡大する方向で速やかに結論をとりまとめるよう、油症治療研究班に要請すること。

四、本法に基づく施策が、その基本理念に沿って、適切に実施されていることを検証するため、関係省庁、原因事業者であるカネミ倉庫、被害者の三者による定期的な協議の場を設けること。

五、カネミ油症患者に関する施策が総合的に推進されるよう、厚生労働省、農林水産省その他関係省庁による定期的な協議の場を設けること。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。